

**Tsukunan Amateur Radio Club**

JARL 登録クラブ 14-4-32

- 第1条 (名 称)  
本会は、筑南アマチュア無線クラブ（略称TARC）と称する。
- 第2条 (事務局)  
本会の事務局は、茨城県つくば市自由ヶ丘809-3 山本豊治 宅に置く。
- 第3条 (目 的)  
営利を目的としないで、アマチュア無線の健全な発展を図り、会員相互の親睦と友好を増進し、合わせて無線科学の向上と発展に貢献する事に有る。
- 第4条 (事 業)  
本会は、前条の目的を達成する為に次の事業を行う事が出来る。  
1. 社団（クラブ）局の設置と運用。  
2. アマチュア無線についての調査及び研究。  
3. その他、本会の目的達成に必要な事業。  
4. 近隣地域の防犯、防災、災害活動等に参加し社会貢献に努める。  
5. 定例アイボールミーティングを、定期的に開催する、日時場所等は別途定める。
- 第5条 (会員の種類と資格)  
本会の会員は、正員並びに準員及び賛助会員の3種類とする。  
1. 正員とは、アマチュア無線局の無線設備の操作を行う事が出来る無線従事者の資格を有する者（施工規則第34条第8号の規定者を含む）  
2. 準員とは、正員以外で家族会員を含み 1. を満たす者で、アマチュア無線技術に興味を有する者。（但し、第24条の制約を適用する。）  
3. 賛助会員とは、本会の活動を十分理解し資財面等で支援して下さる方。
- 第6条 (入会条件)  
本会は、第5条に該当する者で正員の推薦、或いは応募者の申告を受け会長が精査し承認した者を会員とする、但し第5条 3. は適用しない。
- 第7条 (退会の自由)  
本会の会員が退会する時は自らが書面により会長に届け出る、但し期中退会で有っても会費の払い戻しはしない。
- 第8条 (会員の資格喪失と除名及び退会命令)  
会員は、次の場合に資格を失う、但し 1. ～4. は期中で有っても会費の払い戻しはしない、該当者（1. を除く）には文書にて告知する。  
1. 死亡した時。  
2. 電波法令に違反し、罰則の適用を受けた時。  
3. 本会の名誉を汚す様な言動、行為行動が有った時。  
4. その他、本会の運営方針に反し、会員として相応しく無い行為等が有った時。  
5. 会費の滞納（連絡等も無く、納付期限を2ヶ月以上経過した者）
- 第9条 (会員の権利)  
会員は、次の権利を有する。  
1. 正員は、本会が運営する社団（クラブ）局等の運用及び設備等の利用。  
2. 正員は、総会において議決権の行使。  
3. 準員は、総会において意見を述べる。  
4. 賛助会員には、本条を適用しない。

- 第10条 (会員の義務)  
会員は、次の義務を負う。  
1. 会員は、会が運営する各種行事に極力参加する事。  
2. 会員は、定款の各事項と行事毎の運営方針等を遵守する事。
- 第11条 (会費)  
会員は、次の会費を納付しなければならない。  
1. 入会金 1000円 (但し、継続会員は不要、第8条5.の適用を受けた再入会者は必要。)  
2. 正員会費 年額 2400円。  
3. 準員会費 年額 1200円。  
4. 賛助会費 1口 1000円より受付 但し、入会金は不要。  
5. 新規入会は、4月1日より9月30日までは年額を、其れ以後の入会は年額の5割分を其々入会時に一括納付する。  
6. 継続会員は、毎年3月31日までに翌年度分の会費を納付する。
- 第12条 (会長の選出)  
会長は、役員の中から選出する、但し初代会長は、発起人代表者がその任に当たる事。
- 第13条 (役員を選出)  
役員は、正員の中から時の会長が精査して選出し若干名を置き、会長に任命権及び解任権を託す。
- 第14条 (担当役員を選出)  
本会の運営に必要な事柄を遂行するために、各担当を役員会で協議して決める。  
1. 会計1名及び監査2名をおく。  
2. 但し、1. 以外にも必要に応じ担当役員をおく事が出来る。
- 第15条 (役員任期)  
役員任期は、2会計年度内とし重任を妨げない。
- 第16条 (役員業務)  
役員業務は、次の通りとする。  
1. 会長は、本会を代表し業務を掌握統括する。  
2. 役員は、会長を補佐し本会の業務を執行し、各種事業の計画、検討、実施等を行い、合わせて事業方針等を正しく会員に伝える。  
3. 会計は、本会運営に必要な会計業務の一切を行う。  
4. 監査は、役員及び会計の業務を監査する。
- 第17条 (役員会)  
役員会は、会長が召集し本会の業務の執行に必要な事項を決める。
- 第18条 (総会)  
総会は、通常総会と臨時総会とする。  
1. 通常総会は、年1回会長が召集し開催する。  
2. 臨時総会は、正員から理由を付した書面にて要求の有った時等に会長が内容を精査し開催する事が出来る。
- 第19条 (議決方法)  
総会の議決は、出席者並びに書面による委任状を提出した者の過半数を持って行い、可否同数の場合は議長の決するところとする。
- 第20条 (総会の議事)  
通常総会に付議する事項は、次の通りとする。  
1. 事業計画、予算、決算、その他。  
2. 会費の変更、重要な財産の取得及び管理と処分等。  
臨時総会に付議する事項は、第18条 2. に照らしその都度会長が定める。

第21条 (会 合)

本会に必要な事柄を協議する会合は召集を図り実施する他、電子式 (E-mail) 及び文書で協議を行う事が出来る。

(但し、電子式及び文書に依る場合、受信者は意見を添えて返信を行う。)

第22条 (資 産)

本会の資産は、次の通りとする。

1. 本会の資産は、寄付財産、寄付金、会費その他の収入とする。
2. 本会は資産の一部として、会員その他の者より必要な機材等の貸与を受ける事ができる。

(但し、所有者より返還を求められた場合は、速やかに返還に応じる。)

第23条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

第24条 (制 約)

本会は、第5条 2. 準員に対して下記の制約を定める。

1. 定款、第4条 1.・第5条 2.・第9条 1. は適用しない。
2. 正員の指導の下で「ゲストオペ」として運用を行う場合は本条 1. を除外する事が出来る。

第25条 (届 出)

社団局を開設し構成員に変更が生じた場合は、会長が総合通信局に適時、これを届け出る。

第26条 (附則事項)

本会定款に定めのない事は、その都度役員会で協議し附則事項として此れを別に定める。

この定款は、

平成26年01月15日 改正 平成26年01月25日 実施

平成31年04月01日 更新

令和01年09月17日 改訂

第4条・第5条・第9条・第11条・第21条・第25条・第26条の一部を改訂、  
第24条を加筆。

令和02年04月01日 更新

筑南アマチュア無線クラブ・附則事項  
Tsukunan Amateur Radio Club  
(JARL 登録クラブ 14-4-32)

第1条 (入会対象地域)

本会は、地域を超えた交流を妨げず限定しない。

第2条 (事業の補足)

定款、第4条 3. の一環として下記の事を立案、企画、実施する事が出来る。

1. 各種アワードの発行。
2. 各種コンテストの運用。
3. 各種記念、特別局等の運用。
4. 上記 1. ～ 3. を実施する時は運用に当たり其々に実行委員会を設定し、委員長は会長が、委員は時の役員が其々任務に当たる他、正員の中より担当委員を選出し実行する事が出来る。

定款、第4条 5. の定例アイボールミーティングは別紙年間予定表に基付き実施、千勝神社・陽光館他で開催する、事情により変更を必要とする場合はその都度連絡を行う。

但し、会員・非会員を問わずアイボールミーティングに参加を希望される方は皆様の拠り所としてこれを拒まない事とする。

第3条 (削 除)

この附則事項は、

平成26年01月15日 改正 平成26年01月25日 実施

平成31年04月01日 更新

令和02年03月20日 加筆改訂

附則事項 第2条 4. 項の一部を加筆改訂

令和02年04月01日 実施